

Title	目で見るWHO 第54号 表紙・目次・資料等
Author(s)	関, 淳一
Citation	目で見るWHO. 2014, 54, p. 1-3
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/86699">https://hdl.handle.net/11094/86699</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University



# 目で見る WHO

VECTOR-BORN DISEASES : Small bite, big threat  
「節足動物が媒介する感染症から身を守ろう」

— 第54号 —

**2014** 春号

発行 公益社団法人 日本WHO協会

## 日本WHO協会とは

公益社団法人日本WHO協会は、世界保健機関(WHO)憲章の精神を普及徹底し、その目的達成に協力し、我が国及び海外諸国の人々の健康増進に寄与することを目的として設立された団体です。設立より半世紀近く、関西を拠点にグローバルな視野から国内外の人々の健康を考え、行動しており、今後も積極的に目的達成のため活動していきます。

- (1) WHO憲章精神を普及するための健康に関するセミナー等の開催及び機関誌・広報等の啓発事業
- (2) 健康に関する調査研究の受託・委託及び助成並びに研究成果に基づく提言等の研究事業
- (3) 国内外で健康に関する社会貢献活動を行う企業、団体並びに個人との連絡・調整・協力等の連携事業
- (4) WHOの事業目的達成に寄与するための募金活動及び募金収益の拠出並びに活動協力等の支援事業
- (5) 国内外の健康の向上につながる人材の育成・援助等の人材開発事業

## C O N T E N T

ごあいさつ .....	1
沿革 .....	2
WHO憲章 .....	3
●特別寄稿	
高齢社会における歯科保健・医療のあり方 ～急速に超高齢社会を迎えた日本における日本歯科医師会の役割～ .....大久保 満男...	4
●日本WHO協会 フォーラム開催報告	
「高血圧 サイレントキラーの正体」 .....	関 淳一... 7
●日本WHO協会フォーラム講演録	
国際共同研究からわかった血圧を上げる生活習慣 .....	三浦 克之... 8
●日本WHO協会フォーラム講演録	
高血圧の予防と治療のための食生活改善戦略 .....	由田 克士...18
●WHO本部でのインターシップ報告記	
保健医療人材の一員として - As a Member of Human Resources for Health - .....牧野 孝俊...	25
フォーラム開催のお知らせ .....	29

## ごあいさつ



公益社団法人 日本WHO協会  
理事長 関 淳一

2月7日から、ロシアのソチで開催された第22回オリンピック冬季大会及びそれに続くパラリンピック大会については、日本選手の活躍もあり、連日テレビや新聞などのメディアを通じて大きく報道され、多くの国民がそれを楽しみました。

ただ、私として少し残念に思うのは、ロシア政府のバックアップのもとで、開催都市のソチ市が中心になり大々的に行った「ソチ禁煙オリンピック (Sochi's Smokefree Olympics)」運動について、日本のメディアでは、全くと言っていい程報道されなかった点です。

Smokefree Olympics 運動は、ソチオリンピックで、第12回となりますが、禁煙エリア内での喫煙者にどの様に対処するか等について、事前にトレーニングを受けたボランティアの活動など、2020年に東京オリンピックを控えるわが国にとって学ぶべき点は多かったと思います。

今回、日本歯科医師会会長の久保満男先生にお願いし、「高齢社会における歯科保健医療のあり方」と題してご寄稿頂きました。広く、超高齢社会における保健医療の在り方は、わが国にとって目下の最重要課題であると同時に、現実に基づいた明確な理念哲学が求められていると思います。

久保会長の言われる「生活の医療」という概念は極めて深遠な意味のある言葉だと思います。

去る2月13日に、2013年世界保健デーのテーマ「高血圧」の当協会としての啓発活動の集大成の形で「高血圧サイレントキラーの正体」と題するフォーラムを開催し三浦克之教授と由田克士教授にご講演いただきました。

今回、その時のご講演の内容を文章化していただき、掲載いたしました。お二人の先生に改めてお

礼申し上げます。

また、昨年4月から6ヶ月間、ジュネーブのWHO本部のなかにある国際パートナーシップ世界保健医療人材連合 (GHWA) に於いてインターンシップを経験された群馬大学大学院保健研究科の牧野孝俊先生にその時のご経験についてご寄稿頂きました。牧野先生には、インターン終了直後に、私どもの協会にお立ち寄りいただき、直接お話をお聞きする機会も持つことができました。

丁度この「目で見えるWHO」第54号が発行される直前の3月19日付けで、私どもの協会が申請しておりました、WHOのホームページ上にある、FactSheetsを日本語に訳し、私どもの協会のホームページ上で公にすることに、ジュネーブのWHO本部から正式の認可がおりました。

Fact SheetsはWHOが関与している保健医療等の分野の重要事項について最新のデータを基に広報されているもので、現在125項目ですが、常に項目、内容ともに最新化されており、極めて有用な資料です。したがって、日本語訳も、常に最新版に更新していく必要があります。また日本語訳の正確を期するため更新の都度、WHO神戸センター (WKC)の校閲を受けることになっております。

今回の認可にあたっては、WKCの岸谷美穂渉外担当官に大変お世話になり感謝いたしております。今後は、当協会の事業の中の柱の一つとして位置づけ、WHOから指示されている諸規定を遵守し、全力で取り組む決意です。岸谷様をはじめ、WKCの方々には、今後一層お世話になることと思いますが、何卒よろしくおねがい申し上げます。

平成26年 春

## (公社) 日本 WHO 協会の沿革

- 1948 [「WHO憲章」が発効し、国連の専門機関として世界保健機関(WHO)が発足する。]
- 1965 WHO憲章の精神普及を目的とする社団法人日本WHO協会の設立が認可された(本部 京都)。会報発行、WHO講演会等の事業活動を開始。
- 1966 世界保健デー記念大会開催事業を開始。
- 1970 青少年の保健衛生意識向上のため、作文コンクール事業を開始。
- 1981 老年問題に関する神戸国際シンポジウムを主催。
- 1985 WHO健康相談室を開設、中高年向け健康体操教室を開講。
- 1994 海外のWHO関連研究者への研究費助成事業を開始。
- 1998 京都にてWHO創設50周年シンポジウム「健やかで豊かな長寿社会を目指して」を開催。
- 2000 WHO健康フォーラム2000をはじめ、全国各地でもフォーラム事業を展開。
- 2006 事務局を京都より大阪市内へ移転。
- 2007 財団法人エイズ予防財団(JFAP)のエイズ対策関連事業への助成を開始。
- 2008 事務局を大阪商工会議所内に移転。定期健康セミナー事業を開始。
- 2009 「目で見るWHO」を復刊。パンデミックとなったインフルエンザに対応し、対策セミナーを開催。
- 2010 WHO神戸センターのクマレサン所長を招き、フォーラム「WHOと日本」を開催、WHOへの人的貢献の推進を提唱。
- 2011 メールマガジンの配信を開始。
- 2012 公益社団法人に移行。  
世界禁煙デーにあたってWHO神戸センターのロス所長を招き、禁煙セミナーを開催。

第二次世界大戦の硝煙さめやらぬ1946年7月22日、世界61カ国がニューヨークに集い、すべての人々が最高の健康水準に達するためには何をすべきかを話し合い、その原則を取り決めた憲章が採択され、1948年4月7日国連の専門機関として世界保健機関WHOが発足しました。

当協会は、このWHO憲章の精神に賛同した人々により、1965年に民間のWHO支援組織として設立され、グローバルな視野から人類の健康を考え、WHO憲章精神の普及と人々の健康増進につながる諸活動を展開してまいりました。

### 歴代会長・理事長、副会長・副理事長 (在職期間)

会 長 ・ 理 事 長	中野種一郎(1965-73)	副 会 長 ・ 副 理 事 長	松下幸之助(1965-68)	加治 有恒(1996-98)
	平沢 興(1974-75)		野辺地慶三(1965-68)	坪井 栄孝(1996-03)
	奥田 東(1976-88)		尾村 偉久(1965-68)	堀田 進(1996-04)
	澤田 敏男(1989-92)		木村 廉(1965-73)	奥村 百代(1996-06)
	西島 安則(1993-06)		黒川 武雄(1965-73)	末舛 恵一(1996-04)
	忌部 実(2006-07)		武見 太郎(1965-81)	中野 進(1998-06)
	宇佐美 登(2007-09)		千 宗室(1965-02)	高月 清(2002-06)
	関 淳一(2010- )		清水 三郎(1974-95)	北村 李軒(2002-04)
			花岡 堅而(1982-83)	植松 治雄(2004-06)
			羽田 春免(1984-91)	下村 誠(2006-08)
	佐野 晴洋(1989-95)	市橋 誠(2007)		
	河野 貞男(1989-95)	更家 悠介(2008- )		
	村瀬 敏郎(1992-95)			

# 「WHO憲章」

世界保健機関（WHO）憲章は、1946年7月22日にニューヨークで61か国の代表により署名され1948年4月7日より効力が発生しました。日本では、1951年6月26日に条約第1号として公布されました。その定訳は、たとえば「健康とは、完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一つである」といったように格調高いものです。しかし、現在では、表現が難しすぎるという声も少なくありませんでした。日本WHO協会では、21世紀の市民社会にふさわしい日本語訳を追及し、理事のメンバーが討議を重ね、以下のような仮訳を作成しました。

（日本WHO協会理事 中村 安秀）

THE STATES Parties to this Constitution declare, in conformity with the Charter of the United Nations, that the following principles are basic to the happiness, harmonious relations and security of all peoples:

Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.

The enjoyment of the highest attainable standard of health is one of the fundamental rights of every human being without distinction of race, religion, political belief, economic or social condition.

The health of all peoples is fundamental to the attainment of peace and security and is dependent upon the fullest co-operation of individuals and States.

The achievement of any State in the promotion and protection of health is of value to all.

Unequal development in different countries in the promotion of health and control of disease, especially communicable disease, is a common danger.

Healthy development of the child is of basic importance; the ability to live harmoniously in a changing total environment is essential to such development.

The extension to all peoples of the benefits of medical, psychological and related knowledge is essential to the fullest attainment of health.

Informed opinion and active co-operation on the part of the public are of the utmost importance in the improvement of the health of the people.

Governments have a responsibility for the health of their peoples which can be fulfilled only by the provision of adequate health and social measures.

ACCEPTING THESE PRINCIPLES, and for the purpose of co-operation among themselves and with others to promote and protect the health of all peoples, the Contracting Parties agree to the present Constitution and hereby establish the World Health Organization as a specialized agency within the terms of Article 57 of the Charter of the United Nations.

## 世界保健機関憲章前文（日本WHO協会仮訳）

この憲章の当事国は、国際連合憲章に従い、次の諸原則がすべての人々の幸福と平和な関係と安全保障の基礎であることを宣言します。

健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。

人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつです。

世界中すべての人々が健康であることは、平和と安全を達成するための基礎であり、その成否は、個人と国家の全面的な協力が得られるかどうかにかかっています。

ひとつの国で健康の増進と保護を達成することができれば、その国のみならず世界全体にとっても有意義なことです。

健康増進や感染症対策の進み具合が国によって異なると、すべての国に共通して危険が及ぶこととなります。

子どもの健やかな成長は、基本的に大切なことです。そして、変化の激しい種々の環境に順応しながら生きていける力を身につけることが、この成長のために不可欠です。

健康を完全に達成するためには、医学、心理学や関連する学問の恩恵をすべての人々に広げることが不可欠です。

一般の市民が確かな見解をもって積極的に協力することは、人々の健康を向上させていくうえで最も重要なことです。

各国政府には自国民の健康に対する責任があり、その責任を果たすためには、十分な健康対策と社会的施策を行わなければなりません。

これらの原則を受け入れ、すべての人々の健康を増進し保護するため互いに他の国々と協力する目的で、締約国はこの憲章に同意し、国際連合憲章第57条の条項の範囲内の専門機関として、ここに世界保健機関を設立します。